

令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会 8月定例会会議録  
目 次

第 1 号（8月22日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	5
議長辞職の件	7
議長の選挙	8
議案第1号	9
議案第2号	13
閉会の宣告	27

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第210号  
令和元年8月9日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会  
議 長 小 泉 文 子

令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会の招集に  
ついて（通知）

本日、管理者から令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を招集する  
告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第2号

令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和元年8月22日  
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
アクアセンターあじさい2階会議室

令和元年8月9日  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
管 理 者 清 水 聖 士

# 令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会 8月定例会

令和元年8月22日(木)

午後3時開会

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)  
日程第4 議案第2号 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程のほかに次の事件を付した

議長辞職の件

議長の選挙

---

## 出席議員(12名)

1番	葛山繁隆	議員	2番	広沢修司	議員
3番	石井昭一	議員	4番	宗川洋一	議員
5番	小田川敦子	議員	6番	日下みや子	議員
7番	矢崎悟	議員	8番	田中和八	議員
9番	日暮栄治	議員	10番	芝田裕美	議員
11番	植村博	議員	12番	小泉文子	議員

## 欠席議員(なし)

---

## 説明のための出席者

管 理 者	清水聖士	君
副 管 理 者	秋山浩保	君
副 管 理 者	笠井喜久雄	君
監 査 委 員	河合謹爾	君
会 計 管 理 者	鈴木信彦	君
事 務 局 長	若泉哲也	君

事務局次長	杉浦	清君
総務課長	鈴木教	之君
あじさい所長	杉浦	清君
しらさぎ所長	笠井雅	之君
周辺整備室長	小林一	秀君

---

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	山岡康宏
白井市環境課長	金井正
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	中川聡

---

事務局職員出席者

総務課長補佐（事）庶務係長	栗原稔
総務課庶務係主任主事	芳賀博明

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（小泉文子議員） 皆様、こんにちは。

本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について、以上2件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

◎諸般の報告

○議長（小泉文子議員） 日程に先立ち、報告いたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小泉文子議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、1番、葛山繁隆議員、2番、広沢修司議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（小泉文子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉文子議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎管理者招集挨拶

○議長（小泉文子議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

清水管理者。

○管理者（清水聖土君） 令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会 8 月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案 2 件であります。議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

ごみ処理事業につきましては、昨年度策定いたしましたクリーンセンターしらさぎ施設長寿命化総合計画に基づく基幹的設備改良工事の実施に向けた発注支援業務を行っております。発注支援業務に当たりましては、ライフサイクルコストの低減を図りながら、適切かつ効率的な設備更新に向けて進めてまいります。

次に、周辺整備事業につきましては、平成 29 年度に策定いたしました廃棄物処理施設周辺整備基本設計に位置づけられている第 1 期整備エリアの用地買収及び実施設計業務を行っております。今後も事業を着実に推進し、周辺環境の向上を図ってまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第 1 号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、令和元年度予算の歳入歳出にそれぞれ 6,775 万 8,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 32 億 2,148 万 6,000 円とするものでございます。

内容でございますが、歳入では、消費税率の引き上げに伴い手数料等を増額及び平成 30 年度決算の確定に伴い繰越金を増額するものでございます。歳出では、人事異動に伴う一般職人件費等の増額及び基金費を増額するものでございます。

次に、議案第 2 号 平成 30 年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、監査委員の意見を付して、その認定を求めようとするものでございます。

決算の主な内容でございますが、歳入につきましては、予算現額 31 億 1,901 万 1,000 円に対し、決算額は 31 億 5,492 万 4,376 円で、予算現額に対する収入率は 101.15% であります。前年度と比較し、額で 686 万 7,103 円、率で 0.22% 増加しております。

歳出につきましては、予算現額 31 億 1,901 万 1,000 円に対し、決算額は 30 億 1,427 万 4,299 円で、予算現額に対する執行率は 96.64% であります。前年度と比較し、額で 509 万 4,904 円、率で 0.17% 増加しております。

また、歳入歳出決算総額による実質収支額は 1 億 4,065 万 77 円となっております。

続きまして、主要な施設の成果のうち、主なものについてご説明申し上げます。

初めに、アクアセンターあじさいにつきましては、計画的な搬入、設備の修繕、清掃等を実施し、昨年度は年間約 3 万 335 トン、1 日当たり約 124 トンのし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理いたしました。

次に、クリーンセンターしらさぎにつきましては、計画的な焼却、設備の修繕等を実施し、昨年度は年間約 3 万 4,738 トン、1 日当たり約 115 トンの燃やすごみ及び可燃性粗大ごみを搬入いたしました。

また、さわやかプラザ軽井沢につきましては、住民の健康の維持増進及びふれあいの場の提供を図ることを目的として運営を行い、昨年度は31万7,545人の方々にご利用いただき、1日当たり995人のご来館がありました。

今後も組合施設の適正な管理運営を行うとともに、安定操業に向け努力してまいります所存でございます。

以上がこのたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉文子議員） ここで暫時休憩いたします。

午後 3時06分 休憩

---

午後 3時08分 再開

○副議長（植村 博議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど本日付をもちまして、小泉文子議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（植村 博議員） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議長辞職の件

○副議長（植村 博議員） 議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小泉文子議員の退席を求めます。

〔12番 小泉文子議員退席〕

○副議長（植村 博議員） 職員をしてその辞職願を朗読いたさせます。

事務局次長。

〔事務局次長朗読〕

辞 職 願

私儀、今般一身上の都合により、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議長の職を辞職いたしたいので、許可くださるようお願いいたします。

令和元年8月22日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会副議長 植 村 博 様

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議長 小 泉 文 子

○副議長（植村 博議員） お諮りいたします。小泉文子議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（植村 博議員） ご異議なしと認めます。

よって、小泉文子議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

小泉文子議員の除斥を解きます。

〔12番 小泉文子議員着席〕

○副議長（植村 博議員） お諮りいたします。ただいま議長が欠員となりました。この際、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（植村 博議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

### ◎議長の選挙

○副議長（植村 博議員） 議長の選挙を議題といたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（植村 博議員） ご異議なしと認め、指名推選とすることに決定いたしました。

いかが取り計らいましょうか。

〔「副議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（植村 博議員） はい。

○10番（芝田裕美議員） 議長には白井市の植村博副議長を推薦いたします。

○副議長（植村 博議員） ただいま私、植村博が議長に推薦されました。

お諮りいたします。植村博を議長として当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（植村 博議員） ご異議なしと認めます。

よって、私、植村博が議長に当選いたしました。

私は、当選を受諾させていただきます。

○議長（植村 博議員） 議長就任に当たり、一言ご挨拶を述べさせていただきます。

ただいま議長の任を受けました植村博でございます。

せんだってのG20でも問題になりましたプラごみの海洋汚染、便利になった分いろいろと環境に負荷がかかっている。そういう中で私たちの組合議会であると思います。そういうことを受けまして、国と連動し、そしてまたこの地域の皆様に安心していただけるよう、皆様とともにこの組合議会を運営してまいりたいと思います。いろいろお世話になりますが、どうかよろしくお願い申し上げます。



(拍手)

---

○議長（植村 博議員） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。諸般の事情により11月定例会まで副議長を欠員としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） ご異議なしと認めます。

よって、11月定例会まで副議長を欠員とすることに決定いたしました。

---

### ◎議案第1号

○議長（植村 博議員） 日程第3、議案第1号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（植村 博議員） はい、どうぞ。

○9番（日暮栄治議員） ただいま、小泉前議長が退任されたわけでありますけれども、小泉前議長にも挨拶の時間をいただければというふうに思います。

○議長（植村 博議員） それでは、ただいまのご意見、小泉前議長にご挨拶をとということだったので、よろしくお願いたします。どうぞ。

○12番（小泉文子議員） 皆様、2年間でしたけど、議長をさせていただきまして、ありがとうございました。皆様のご協力によって無事に議会を運営することができました。

私は、今回8月いっぱい議員も退職いたしますけど、またこの組合議会が、皆さん議員が一致団結して環境のために頑張っていたかと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。長い間、大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（植村 博議員） ありがとうございました。

小泉議長からご丁寧な挨拶を賜りました。ありがとうございました。

それでは、引き続き、議案第1号、一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を求めたいと思っております。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額31億5,372万8,000円に、歳入歳出それぞれ6,775万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億2,148万6,000円とするものでございます。

それでは、1ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入では、2款2項手数料を248万7,000円増額、6款1項繰越金を6,495万円増額、7款1項雑入を32万1,000円増額し、全体で6,775万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳出では、2款1項総務管理費を248万9,000円減額、3款1項清掃費を295万3,000円増額、5款1項基金費を6,729万4,000円増額し、全体で6,775万8,000円を増額補正するものでございます。

こうしたことから当初の歳入歳出予算31億5,372万8,000円を、それぞれ32億2,148万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳入の詳細についてご説明いたします。4ページ、5ページをごらんください。

2款2項1目手数料につきましては、消費税率の引き上げに伴うし尿手数料及びごみ手数料の改定により、し尿手数料で26万1,000円、ごみ手数料で222万6,000円を増額補正するものでございます。

6款1項1目繰越金につきましては、平成30年度決算の実質収支額が1億4,065万円で確定したことから、当初予算計上額の7,570万円を差し引いた6,495万円を増額補正するものでございます。

7款1項1目雑入につきましては、消費税率の引き上げに伴い資源物売払代について32万1,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出の詳細につきましてご説明いたします。8ページ、9ページをごらんください。

人件費につきましては、人事異動等により2款1項1目一般管理費で248万9,000円の減額、3款1項1目し尿処理費で51万9,000円の増額、2目ごみ処理費で291万7,000円の増額と、続いて10ページ、11ページをごらんいただき、4目周辺整備費で48万3,000円を減額するものでございます。

5款1項1目財政調整基金費につきましては、歳入補正額6,775万8,000円から歳出の2款1項総務管理費の減額補正額と3款1項清掃費の増額補正額との差額46万4,000円を差し引いた額6,729万4,000円を増額補正するものでございます。

なお、歳入歳出の事項別詳細につきましては、3ページから11ページに記載のとおりで、12ページには給与費明細書を添付してございます。

以上で、議案第1号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

開始に当たり議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。柏市の日本共産党の日下みや子です。

議案1号について質問いたします。議案1号、令和元年度一般会計補正予算について、2点質問いたします。

補正予算案には、歳入に消費税増税分、し尿処理費分として26万1,000円、ごみ処理費分として222

万6,000円が計上されました。

地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業には、消費税の納税額は発生しないのに、消費税増税に合わせて手数料を引き上げる根拠を示していただきたいと思います。

2点目ですが、消費税増税によるさわやかプラザ軽井沢の利用料金については、さきの5月定例会において事務局長の答弁で利用者の負担を考慮し、近隣の類似施設の動向を踏まえて決定したいという指定管理者の意向が示されておりました。結果どうなったのでしょうか。

2点についてお示しいただきたいと思います。

○議長（植村 博議員） では、事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第1号のご質疑にお答えいたします。

お尋ねは2点ございました。

初めに、1点目の消費税増税に合わせてし尿手数料及びごみ手数料を補正する根拠についてでございますが、手数料の増額につきましては、令和元年5月定例会に上程した消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を可決いただきましたことにより、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合手数料条例が一部改正され、し尿及びごみ手数料が改定されたことから増額補正するものでございます。

算出方法につきましては、10月以降に納入される見込みの手数料について改定前と改定後の差額分を計上したものであり、し尿手数料で26万1,000円、ごみ手数料で222万6,000円の増額が見込まれるものでございます。

なお、当該事業に係る歳出については、当初予算において10月以降分は税率10%で予算措置してございます。

次に、さわやかプラザ軽井沢の利用料金でございますが、さわやかプラザ軽井沢の利用料金は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合さわやかプラザ軽井沢の設置及び管理に関する条例第20条第2項において、利用料金は組合が定める使用料の額の範囲内において、指定管理者が組合管理者の承認を得て定めるものとする規定されております。

指定管理者からは、令和元年6月27日に、10月1日からの消費税増税に伴う利用料金の値上げは行わないとの意向が示されたところでございます。この理由といたしましては、指定管理者は利用料金を値上げしないことが減少傾向にある利用者数を増加に転じさせるきっかけとなり、その結果として収入増にもつながることが見込まれると考えたとのことでございます。組合といたしましても、より多くの方にさわやかプラザ軽井沢を利用していただくことが、廃棄物処理施設周辺地域のイメージアップにつながることから、今回利用料金を値上げしないことに承認したところでございます。

○議長（植村 博議員） はい、日下議員。

○6番（日下みや子議員） じゃあ2問目、質問します。

1点目なんですけれども、消費税増税分は、2%というように示されているんですけども、納税

額の発生しない手数料に対して、2%引き上げる理由はなぜでしょうか、これが1点目。

2点目なんですけれども、2月定例会でも答弁いただいています、改めて消費税増税による当組合の令和元年度の影響額、歳入と歳出について確認したいと思いますので、お示しいただきたいと思えます。

以上、2点でございます。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

○総務課長（鈴木教之君） ご質疑の1点目、消費税増税分の2%分を現在の金額に上乘せする理由についてお答えいたします。

消費税法につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の一部を改正する法律が公布され、税率が現在の8%から令和元年10月に10%に引き上げられることとされております。

今回の消費税率の引き上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取り扱いにつきましては、千葉県からの通知があり、その内容は市町村においては一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関し徴収する手数料等について、令和元年10月1日から消費税率の引き上げがなされることを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう適正に対応すること、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないため、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには各市町村において、当該手数料を定める条例について所要の改正がなされることが不可欠であることが記載されていることから、消費税増税分の2%分を現在の金額に上乘せするものでございます。

続きまして、ご質疑の2点目、消費税増税による当組合の令和元年度の影響額についてお答えいたします。

歳出の影響額につきましては、予算編成時に消費税10%を見込み、合計で3,054万1,000円となっております、変更がございません。

また、歳入の影響額につきましては、補正予算額6,775万8,000円から6款繰越金に係る補正予算額6,495万円を差し引いた280万8,000円となっております。

なお、予算編成時においては、歳入合計の概算額として約300万円で想定しておりましたが、今回精査しましたところ280万8,000円になったものでございます。

以上となります。

○議長（植村 博議員） それでは、第3問、日下議員。

ありませんか。

○6番（日下みや子議員） これでいいです。

○議長（植村 博議員） 日下議員の第3問はございません。

以上で日下議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 議案1号、一般会計補正予算は、し尿処理費やごみ処理費の手数料の引き上げが10月からの消費税増税によるものであり、消費税増税反対の立場から議案に反対をいたします。

安倍政権が固執する消費税率10%への引き上げまで1カ月余りとなりました。

増税後の消費税の税率は、買う場所、買う物、買う方法によって5通りになり、ポイント還元も実施の対象になる中小業者は数百万店あるのに、これまで登録申請したのは10万店舗程度とされています。ポイント還元できない店が続出するのは必至です。混乱が拡大するのは目に見えています。

何よりも、国民の6割近くが反対し、過去の消費税引き上げのときや、安倍政権が2回にわたり延期したときよりも経済の悪化が鮮明になっていることです。景気をますます悪化させていくことは明らかであり、消費税の増税には一片の道理もありません。

そもそも消費税は、所得の低い人に負担の重い不公平税制であり、今、国を挙げて取り組まねばならない貧困と格差是正をさらに拡大することになります。増税するなら、この間、減税されて400兆円を超える内部留保を拡大してきた大企業と、年間1億円の収入を超えると税率が下がっていく富裕層へ。これが私たち日本共産党の主張です。

以上の理由から、議案1号に反対いたします。

○議長（植村 博議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植村 博議員） 起立多数。

よって、議案第1号 令和元年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第2号

○議長（植村 博議員） 日程第4、議案第2号 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページの一番下の合計欄をごらんください。

歳入歳出の予算額につきましては、ともに31億1,901万1,000円でございます。

歳入決算額は31億5,492万4,376円で、予算額に対して3,591万3,376円の増、収入率は101.15%でございます。

歳出決算額では30億1,427万4,299円で、予算額に対して1億473万6,701円の減、執行率は96.64%でございます。

歳入歳出差し引き残高は1億4,065万77円でございます。

次に、4ページ、5ページをごらんください。歳入決算額について、1款から6款までを款ごとにご説明いたします。

1款分担金及び負担金は、し尿処理事業、ごみ処理事業及び周辺整備事業等、諸事業の執行に伴う組合構成市からの負担金でございます。予算現額、調定額及び収入済額は、ともに25億6,089万3,000円でございます。

2款使用料及び手数料は、自動販売機、電柱、さわやかプラザ軽井沢等の行政財産使用料、藤ヶ谷ふれあいセンターの多目的施設使用料並びにし尿及びごみの手数料収入でございます。予算現額2億7,267万1,000円に対し、調定額及び収入済額はともに2億7,863万800円で、予算現額と収入済額との比較では595万9,800円の増でございます。増収の主な要因は、事業系一般廃棄物の可燃ごみ搬入量が見込みより増加したことによるものでございます。

3款財産収入は、周辺地域整備基金の運用に伴う定期預金利子で、予算現額4,000円に対し、調定額及び収入済額は、ともに4,900円でございます。

4款繰入金は、財政調整基金及び周辺地域整備基金を取り崩したもので、予算現額、調定額及び収入済額は、ともに1億1,368万9,000円でございます。

5款繰越金は、前年度の繰越金で、予算現額1億3,887万8,000円に対し、調定額及び収入済額はともに1億3,887万7,878円で、予算現額と収入済額との比較では122円の減となっております。

6款諸収入は、総務管理、し尿、ごみ及び周辺整備事業に係る雑入で、予算現額3,287万6,000円に対し、調定額及び収入済額はともに6,282万8,798円で、予算現額と収入済額との比較では2,995万2,798円の増となっております。増収の主な要因は、資源物売払代の売り払い単価の上昇に伴う収入増、容器包装リサイクル協会からのPETボトル有償入札拠出金の収入、平成29年度に実施し、平成30年度に請求いたしました放射性物質対策に要した経費の損害賠償金が東京電力ホールディングス株式会社から支払われたことによるものでございます。

以上によりまして、歳入合計は予算現額31億1,901万1,000円に対し、調定額及び収入済額はともに31億5,492万4,376円で、予算現額と収入済額との比較では3,591万3,376円の増となっております。

なお、歳入決算の事項別明細につきましては、10ページから19ページに記載のとおりでございます。

次に、6ページ、7ページをごらんください。歳出決算額について1款から6款までを款ごとにご説明いたします。

1 款議会費は、予算現額233万円に対し、支出済額158万2,035円、不用額は74万7,965円でございます。不用額の主な要因は、組合議会視察研修を実施しなかったことによるものでございます。

2 款総務費は、予算現額8,280万5,000円に対し、支出済額8,189万767円、不用額は91万4,233円でございます。不用額の主な要因は、一般職人件費などの支出減によるものでございます。

3 款衛生費は、し尿処理、ごみ処理、共同化処理、周辺整備の業務経費を合計した金額でございます。予算現額28億3,845万9,148円に対し、支出済額27億6,296万1,891円でございます。不用額は7,549万7,257円でございます。不用額の主な要因につきましては、し尿処理費では管理運営に要する経費に係る需用費の薬品購入及び水処理活性炭購入の契約差金と灯油の使用量が当初見込み量を下回ったことなどによるものでございます。ごみ処理費では、管理運営に要する経費に係る需用費で、薬品購入や電気使用量が当初見込み量を下回ったこと、及び委託料では、灰・不燃物処理分量が当初見込み量を下回ったことなどによるものでございます。共同化処理費では、資源化処理業務委託に係る処分量が当初見込み量を下回ったことや、計量業務委託及び不燃ごみ等分別破碎業務委託契約差金などによるものでございます。周辺整備費では、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費の修繕料に係る契約差金などによるものでございます。

4 款公債費は、ダイオキシン類対策事業に係る償還金でございます。予算現額1億4,169万4,000円に対し、支出済額1億4,169万2,828円、不用額は1,172円でございます。

5 款諸支出金は、財政調整基金と周辺地域整備基金への積立金でございます。予算現額2,614万7,000円に対し、支出済額2,614万6,778円、不用額は222円でございます。

6 款予備費につきましては、当初3,000万円で予算計上しておりましたが、周辺整備費に242万4,148円を充当したことから、不用額は2,757万5,852円となっております。

以上によりまして歳出合計は、予算現額31億1,901万1,000円に対し、支出済額30億1,427万4,299円、不用額は1億473万6,701円でございます。

なお、歳出決算の事項別明細につきましては、20ページから51ページに記載のとおりでございます。次に、55ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差し引き額及び実質収支額は、ともに1億4,065万円でございます。

次に、58ページ、59ページをごらんください。財産に関する調書でございます。

1 の公有財産につきましては、地積更正により、土地について1,410.08平方メートルの増となっております。

2 の物品につきましては、年度末現在高は車両7台で、年度中に軽自動車が増1台増と小型貨物自動車が1台減となっております。

3 の財政調整基金につきましては、8,522万5,000円の減額となり、決算年度末現在の残高は1億2,510万4,000円となっております。

また、4の周辺地域整備基金につきましては231万7,000円の減額となり、決算年度末現在の残高は2,922万4,000円となっております。

次に、主要な施策の成果に関する説明書、決算意見書及び歳入歳出決算の概要につきましては、配付のとおりでございます。

以上で、議案第2号 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（植村 博議員） 次に、河合監査委員より本決算監査について報告を求めます。

河合監査委員。

○監査委員（河合謹爾君） 監査委員の河合でございます。よろしくお願いいたします。

平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合決算審査について報告いたします。

去る7月22日に一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況について審査を行いました。一般会計歳入歳出決算については、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等について審査を行いました。審査に当たっては、現金出納検査の結果を踏まえ、関係帳簿の調査及び職員より説明を聴取して審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付してあります決算審査意見書の1ページ、第4の審査の結果に記述のとおりでございます。審査に付された書類はいずれも法令の様式に合致し、その計数は正確であることを認めました。また、財産の管理についても、各台帳等に基づき適切に管理されていることを認めました。今後とも、事業の推進に当たり、経費の節減に努めるとともに最大の効果を得られるよう、なお一層の努力を要望いたしました。

基金運用状況の審査結果については、決算審査意見書の17ページ、第4の審査の結果に記述のとおりでございます。関係書類と符合し正確であり、適切に運用されていることを認めました。

最後に、決算にあらわれていない数値として、地方債の残高は平成30年度末現在、元金で9億3,586万4,136円、利子で436万1,980円、合計9億4,022万6,116円であり、前年度より元金で1億4,030万5,781円、利子で138万7,047円、合計で1億4,169万2,828円減少しておりますことを申し上げ、監査委員報告といたします。

以上であります。

○議長（植村 博議員） これより質疑を行います。

事前に通告のありました日下議員、小田川議員について質疑を認めます。

初めに、日下議員の質疑を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 議案2号、平成30年度一般会計歳入歳出決算について質問をいたします。

決算書に基づいて行いますので、ごらんいただきたいと思うんですけれども、全体に予算に対してどうだったのかという視点で質問をいたします。



まず1点目なのですが、平成30年度予算書には、審査会報酬3人分として2万1,000円が計上されていましたが、決算書にないのはなぜでしょうか。

2点目、決算書の31ページになります。アクアセンターあじさいの管理運営費には、予算にない経費として冷媒ガス回収及び破壊業務委託備品購入費等が計上されていますが、それについての説明をお願いしたいと思います。

3点目、決算書の同じく31ページですが、審議会委員の報酬について、予算では57万2,000円が計上されていましたが、決算では43万5,200円になった理由について、審議会委員の構成についてもお示しいただきたいと思います。

4点目、決算書の33ページになります。一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託は、予算で1,120万2,000円でしたけれども、決算では658万8,000円と大幅に削減されました。その理由について説明いただきたいと思います。

5点目ですが、さわやかプラザ軽井沢の運営に関して伺います。

1つ、決算書の43ページ、さわやかプラザ軽井沢の指定管理料は、予算額では9,861万7,000円でした。これが決算で9,610万1,439円と減額されていますが、その理由を説明していただきたいと思いません。

2つ目に、さわやかプラザ軽井沢の収支報告書をごらんいただきたいと思うんです。表の上に大きく書きました。さわやかプラザの収支報告書です。これを見ていただいて、まず一番下なのですが、1,173万8,132円の赤字になっています。その赤字の要因は何ですか。

3つ目ですが、その赤字の打開策について指定管理者はどう示しているのでしょうか。

4点目、収支報告書にある収入のところで燃料費という細目があります。これが515万760円になって記載されておりますけれども、これは組合にとって決算書の43ページの支出に当たるものです。組合から支出しているわけですね。そもそも燃料費というのは、指定管理者の会計の中で賄われるべきものですが、平成29年度に続いて平成29年度もそうだったんですね、続いて組合から支出が出ております。その理由をご説明いただきたいと思います。

5点目、平成30年度の利用者アンケートに寄せられている要望の中で、次の3点について対応を伺いたいと思います。

アンケートも用意していただきましたけれども、全体として利用者アンケートは、さわやかプラザの運営についてはよいという評価をしていると思うんですね。それは、私も評価したいと思います。その中で3点要望がありました件について伺いたいと思います。

まず、ロッカーの鍵について修繕を求める声がありました。これについてと、また冷水機についても機能回復の要望がございました。これについては、どうでしょうか。3点目について、プール水温は低くて寒い、お風呂は熱いといった声がありますが、その点についてどう考えますでしょうか。

以上、1問お願いします。

○議長（植村 博議員） それでは、答弁を求めます。

はい。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第2号のご質疑にお答えいたします。お尋ねは5点ございました。

初めに、1点目の審査会委員報酬についてお答えいたします。当該予算は、行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬として予算計上しているものでございますが、平成30年度は当審査会の開催がなく、報酬の支給がございませんでした。

次に、2点目のアクアセンターあじさいの管理運営費の予算にない経費についてのご質問にお答えいたします。アクアセンターあじさいの管理運営費委託料における冷媒ガス回収及び破壊業務委託につきましても、放流水等のBODを検査するために必要な機器であるクールインキュベーターが故障し、修繕が困難であったことから処分することとなり、関係法令に基づき本製品に冷媒として充填されているフロン類の回収等を行ったものでございます。この処分に伴い、新たな機器等を備品として購入し、その総額は32万6,268円となったものでございます。

次に、3点目の審議会議員の構成と不用額が発生した理由についてお答えいたします。柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会は、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を策定するに当たり、組管理者の諮問に対し、その内容を審議するもので、組合議員、各構成団体議会廃棄物担当常任委員、各構成団体住民代表及び学識経験者の委員14名以内で構成することとなっております。

審議会委員報酬については、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会条例の最大定数である14名分として予算措置をしたところでございます。しかしながら、平成30年度に開催した一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会では、組合議員4名、各構成団体議会廃棄物担当常任委員2名、各構成団体住民代表4名及び学識経験者2名の計12名で構成されたこと、所用等で欠席された委員がいたことにより不用額が生じたものです。

次に、4点目の一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託費に不用額が発生した理由について、お答えいたします。当該事業に係る事業費は設計等により積算・予算措置したところでございますが、業務発注に当たっては7者による指名競争入札を執行した結果、658万8,000円で落札されたことにより不用額が発生したものでございます。

次に、5点目のさわやかプラザ軽井沢の運営についてのご質問にお答えいたします。最初に、さわやかプラザ軽井沢の指定管理料の予算額と決算額の関係についてでございます。指定管理料の決算額は、予算額に対して251万5,561円の減となっておりますが、これは地下水膜ろ過システムの導入に伴い水道料金が251万円の減となったこと及び指定管理者が行う修繕料の精算金として5,561円が返金されたことによるものでございます。

地下水膜ろ過システムは、水道料金の削減などを目的として、平成26年度に導入したシステムでございますが、毎年その効果は発揮され、平成30年度は当初の見込みより251万円を減額し、9,610万

7,000円を指定管理料としたことによるものでございます。

また、修繕料の精算額につきましては、1件10万円未満の修繕は指定管理者が行うものとし、総額240万円を修繕料として指定管理者に含めて概算で支払っておりますが、平成30年度に指定管理者が行った修繕料の合計が239万4,439円であったことから、精算により差額の5,561円が返金されたことによるものでございます。

次に、さわやかプラザ軽井沢の収支が赤字となっている要因についてでございます。平成30年度の収支が1,173万8,132円の赤字になった要因といたしましては、平成26年度の指定管理者の募集時において、施設の年間利用者数を34万5,000人と見込んでおりましたが、平成30年度の利用者数は31万7,545人と2万7,455人の減、率にして8%減少したことに伴い、利用料金及び自主事業での収入が減少したことなどによるものでございます。なお、利用者数の減少については、近隣の類似施設がオープンするなどの影響もその一因と推察されるところでございます。

次に、赤字の打開策についてでございます。指定管理者では、赤字の主な原因である利用者数の減少の対策として、地域に根差した施設運営を目標に、新規利用者の開拓とさまざまなイベント事業の展開により利用者数の回復に努めているところでございます。

次に、燃料費を平成29年度に続いて支出している理由についてでございます。さわやかプラザ軽井沢は、クリーンセンターしらさぎの余熱温水を地下に埋設した配管で送水し、風呂やプール、冷暖房の熱源として利用している施設でございますが、平成13年5月にオープンしてからことしで19年目を迎え、施設の老朽化も見られるところでございます。

燃料費515万760円を支出している理由につきましては、余熱温水を送水している埋設配管に漏水が生じたことに起因してございます。この漏水により平成30年1月23日から漏水箇所の修繕が完了する平成30年7月までの間、余熱温水の送水は停止していたため、さわやかプラザ軽井沢では余熱温水にかわる熱源として施設内のボイラー運転で対応したところでございます。

燃料費515万760円は、平成30年4月から7月までの間にボイラー運転に必要な灯油代で、基本協定書第66条の業務に関する費用の規定により、余熱の供給が予定どおり行われなかったことにより生じる追加費用は組合が負担すると定めており、これに基づき組合が指定管理者に対して支出したものでございます。

次に、利用者アンケートに寄せられている要望への対応についてでございます。ロッカーの鍵が壊れている、冷水器が機能していないのご意見につきましては、早急に修繕を実施し、対応したため、その後苦情等はございません。また、プールの温度が低い、風呂が熱いというご意見につきましては、通常、プールは30度、風呂は40度を設定温度とし、適正な水温管理に努めておりますが、体感温度には個人差があるのではと考えております。今後も利用者の皆様が快適に利用できるよう適正な水温管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（植村 博議員） 第2問、日下議員。

○6番（日下みや子議員） 2問、1点目、審査会委員報酬についてですが、行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会のこれまでの開催状況はどのようなものであったのかお示しいただきたいと思えます。

2点目、審議会委員の報酬についてですけれども、1人1回の報酬額と開催回数及び欠席者の人数をお示しく下さい。

3点目、一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託の入札と落札の状況を示してください。

4点目、さわやかプラザ軽井沢の水道料金の削減につながった地下水の利用状況を具体的に示してください。

5点目、さわやかプラザ軽井沢の燃料費の支出は、平成29年度654万5,040円、平成30年度515万760円の合計1,169万5,800円になります。クリーンセンターしらさぎからの余熱温水の送水の埋設配管に漏水が生じたことが原因とのことですが、漏水の早期発見で修繕の長期化を避けることはできなかったか伺います。

6点目、さわやかプラザの水温管理についてです。プールとお風呂の水温測定や温度調節はどのようにされているのでしょうか。

以上、2問お願いします。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木教之君） 私から、ご質疑の1点目と3点目についてお答えさせていただきます。ご質疑の1点目、審査会委員報酬について、これまでの開催状況とどんなときに開催されるのかについてお答えいたします。当該審査会は、行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき、審査請求があった場合等において、実施機関による諮問に応じ調査審議していただくために開催するものでございます。これまでの開催状況につきましては、平成18年度の審査会設置以降、平成25年度に4回開催いたしました。それ以外の年度では開催しておりません。

続きまして、ご質疑の3点目、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）等策定業務委託の入札と落札の状況についてお答えいたします。当該業務委託につきましては、7者による指名競争入札を実施することとしておりましたが、そのうちの1者である国際航業株式会社から入札辞退届が事前に提出されましたので、入札参加者は6者となっております。1者ごとの入札状況につきましては、1者目がパシフィックコンサルタンツ株式会社で1,300万円、2者目が株式会社エックス都市研究所で610万円、3者目が一般財団法人日本環境衛生センターで1,000万円、4者目が八千代エンジニアリング株式会社で738万円、5者目が中外テクノス株式会社で726万円、6者目が株式会社エイト日本技術開発で938万円という状況でございました。

このことから、最低価格を提示し、落札決定いたしました株式会社エックス都市研究所の610万円に消費税額48万8,000円を加算した658万8,000円で契約し、決算額となったものでございます。なお、

予定価格は1,037万2,000円で、落札率は58.8%でございます。

以上となります。

○議長（植村 博議員） しらさぎ所長。

○しらさぎ所長（笠井雅之君） ご質問の2点目の審議会委員の報酬についてお答えをいたします。審議会委員の報酬については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会条例に規定してございます。1人1回当たり6,800円としております。平成30年度の一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会は、合計で6回開催されました。このうち延べ人数で8名の方の欠席がございました。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） 私からは、さわやかプラザ軽井沢についてのご質問にお答えいたします。最初に、地下水の利用状況でございますが、平成30年度におけますさわやかプラザ軽井沢での地下水と上水を合わせた水の使用量は6万1,643立方メートルで、このうち地下水の使用量は5万7,964立方メートルとなり、全体の94%を占めております。

次に、漏水の早期発見による修繕の長期化は避けられなかったのかというご質問でございますが、今回、漏水のありました埋設配管は、熱源利用を目的としまして、クリーンセンターしらさぎから約80度の温水を、さわやかプラザ軽井沢に送水するため全長で350メートル、深いところでは地下3メートルのところに埋設された耐熱性、腐食耐久性にすぐれた配管でございます。

これまでの経緯につきましてご説明させていただきますと、平成30年1月、配管経路の漏水の可能性が確認されたため、陥没などの危険性の回避を優先に考え、クリーンセンターしらさぎからの送水を停止いたしました。同時に、さわやかプラザ軽井沢では、施設の熱源を確保するため、ボイラー運転を開始したところでございます。

漏水箇所を特定するため、さわやかプラザ軽井沢及びクリーンセンターしらさぎの設備点検及び低周波法等による漏水調査を2回行い、1カ所につきまして修繕を実施いたしました。しかしながら、漏水はほかでも発生していることが想定されたため、開削調査を行いましたところ、4カ所のうち1カ所において漏水が確認されました。応急処置を行い、その後に抜本的な修繕を実施したことから応分の期間を要したものでございます。漏水していた配管につきましては、平成30年7月に修繕を完了したところでございます。

次に、水温管理についてでございますが、温水を使用するプール、お風呂の水温測定につきましては、1時間ごとに実施しており、この結果により熱交換機等を調整し、水温の管理を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 第3問、日下議員。

○6番（日下みや子議員） 1点目、基本計画策定業務委託の入札価格は1,300万円から610万円と非常に大きな差があるわけですね。我々素人から考えますとね、何でこんなに差があるのかなというのが疑問です。なぜこれほどの違いがあるのか説明いただきたいと思います。

2点目、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者の契約は、今年度、2019年度で終了になりますが、今後どのような計画がありますでしょうか。既に次期の指定管理者の募集が行われていますが、現状をお示しいただきたいと思います。

以上、3問です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木教之君） ご質疑の1点目、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）等策定業務委託の入札価格に大きな差がある理由についてお答えいたします。事業者間で応札額に大きな差があることにつきましては、事業者間における競争の原理が働いたのではと考えております。

以上となります。

○議長（植村 博議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） 私からは、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者についてのご質問にお答えいたします。2020年度以降も、引き続き指定管理者制度を活用してまいります。現況といたしましては7月31日に募集を締め切り、現在、指定管理者候補者選定委員会での応募業者の審査を行っているところでございます。

今後につきましては、指定管理者の指定についてを11月議会に上程させていただき予定でございます。以上でございます。

○議長（植村 博議員） 以上で、日下議員の質疑を終結いたします。

次に、小田川議員の質疑を認めます。

小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 白井市の小田川敦子です。

通告に従いまして、議案2号に対して3点の質問をいたします。

決算書の43ページになりますが、さわやかプラザ軽井沢の維持管理・運営に要する経費の中から3点伺います。

まず1点目です。修繕料が4,570万4,304円とありますが、30年度に行った修繕の内容について説明を求めます。

2点目、劣化状況診断業務委託648万円とありますが、劣化状況診断の結果について伺います。

3点目、財務分析業務委託21万600円とありますが、財務分析業務委託の委託内容と結果について伺います。

以上、3点です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（若泉哲也君） 議案第2号のご質疑にお答えいたします。お尋ねは3点ございました。

初めに、1点目の30年度に行った修繕の内容についてお答えいたします。平成30年度に行った修繕のうち計画的に実施した修繕の主な内容につきましては、1点目として吸着式冷凍機修繕があります。こちらは、クリーンセンターしらさぎの余熱温水を利用して空調用の冷気をつくり出す設備で、機器の基本性能を維持させるため、経年劣化の確認された部品を交換したものでございます。

2点目として、空調用ポンプ・ファン等修繕がございまして、これは、空調用ポンプ・ファンの基本性能を維持させるため、消耗部品の交換等を行ったものでございます。

3点目として、2階プール防火窓の修繕がございまして、これは、プール側サッシの不具合を解消し、利用者の安全確保及び維持管理の利便性を向上させるために修繕を行ったものでございます。

次に、突発的な不具合等の発生により実施した修繕の主な内容につきましては、1点目として、消防用設備修繕がございまして、これは、消防用設備の機能を正常に維持し、施設の安全を確保するために不良部品の交換を行ったものでございます。

2点目として、埋設配管交換修繕がございまして、クリーンセンターしらさぎの余熱温水を送水する埋設配管について、さわやかプラザ軽井沢の施設導入部分の金属配管において、腐食により穴があき、漏水したため、腐食箇所及び今後腐食の進行が想定される配管の交換を行ったものでございます。

次に、2点目の劣化状況診断業務委託の結果についてお答えいたします。劣化状況診断業務は、さわやかプラザ軽井沢の建築物、電気設備及び機械設備の現況を調査・把握し、機能診断調査を通して施設全体の劣化、故障、寿命を予測し、中・長期的な修繕計画を立案するための基礎資料を作成するものでございます。

劣化状況診断の結果でございますが、建築物につきましては、浴室天井において軽量鉄骨の下地に著しい劣化が確認され早急な対策が必要である、外壁においてタイル面・塗装面の劣化が進行しているため、仕上げ材の剥落防止対策が必要であるとの診断結果でございました。なお、その他の建築物については、平成13年の竣工後、大規模な改修が行われていないものの、適切に維持管理されているとのことでございました。

電気設備につきましては、全体的に良好な状態が保たれており、緊急性のある更新は必要ないが、今後において照明器具のLED化、電話交換機の更新、動力設備の更新を検討していくことが望ましいとの診断結果でございました。

機械設備につきましては、男女の更衣室において冷房能力の不足が感じられるため、室内環境の快適性を確保するために改善が必要であるとの診断結果でございました。なお、その他の機械設備につきましては、適切に維持管理がなされており、全体的に良好な状態が保たれているとのことでございました。

次に、3点目の財務分析業務委託の比較内容と結果についてお答えいたします。財務分析業務は、今後もさわやかプラザ軽井沢が安定して運営できるよう、指定管理者の代表企業であるシンコースポーツ株式会社と構成団体であるアズビル株式会社の本社及び連結の計3社の財務資料に基づき、客観的な立場から本社の経営状態について総括評価を行うものでございます。

財務分析業務の結果につきましては、シンコースポーツ株式会社では自己資本比率が安全圏に入っており、安全性・健全性でおおむね満足なレベルであると評価されています。

また、アズビル株式会社の本社分では、自己資本比率は比較的高く安定しており、安全な水準を維持している。連結分では、安全比率はおおむね親会社と同様な傾向にあり、自己資本比率は安全なレベルにあると評価なされたところでございます。

○議長（植村 博議員） 第2問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） では、2回目の質問をいたします。

まず、修繕料についてご答弁いただいた中から、埋設配管工事について質問させていただきます。クリーンセンターしらさぎの余熱温水配管が漏水しているということで、さきの日下議員の質問の中にもありましたけれども、平成29年度の決算では燃料費と漏水調査業務委託で約860万円の支出がありました。今回の決算、30年度においても燃料費と埋設配管状況確認に伴う開削業務委託に約780万、そして加えて修繕費がかかっています。2カ年にわたって修繕をしていることになるんですが、結果としてこの埋設配管の漏水工事、これは全部でどれぐらい値段としてかかったのでしょうか。また、埋設配管の管理責任は、どのようになっているのでしょうか、その所在について説明を求めます。

2点目の質問です。次に、劣化状況診断業務委託の結果を受けて、中長期的な修繕計画を立案することのご説明でしたけれども、その修繕計画はどのように進めていくのでしょうか。そして、浴室天井において、軽量鉄骨の下地に著しい劣化が確認され、早急な対策が必要との診断結果も出ています。非常に心配をしています。緊急度が高いと思われる修繕の予定はどのようになっていますでしょうか。計画の進め方と対応についてお示してください。

最後に3点目、財務分析業務の結果については、シンコースポーツ、それからアズビル、シンコースポーツのほうは運営になりますね。アズビルは維持管理ということになっています。単体で見ても、連結分で見ても、自己資本比率は安全なレベルという分析業務結果になっています。ちょっと不可解なんですけれども、さわやかプラザ軽井沢の年間収支は、約1,170万の赤字になっています。しかも29年度も約800万の赤字を出しています。赤字になる根本的な問題はあるのではないのでしょうか。赤字は、指定管理者が負担しますから組合への影響はありませんけれども、組合が進める周辺整備事業の中心となる施設が地域に求められる運営をしていかなければ、これから10年以上をかけて周辺整備を進めても、次の指定管理者が見つからないという運営に、見つからないとか、今回7月31日でしたか、募集締め切りにはエントリーがあったとお聞きしていますけれども、運営に費用がかかり過ぎたり、利用者が少なく自主財源が乏しい施設になるかもしれない、いろいろな不安が残ります。指定管



理者の財務分析委託を始めた本来の目的を考えると、さわやかプラザ軽井沢の運営を組合としても積極的に考えて魅力のある施設への転換が望まれますが、組合としてはどのような検討がなされているのかお伺いいたします。

以上、3点です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（小林一秀君） ただいまのご質問につきましてお答えいたします。お尋ねは3点ございました。

最初に1点目の埋設配管の修繕に要した経費の合計及び埋設配管の管理責任の所在についてでございますが、埋設配管の修繕に要した経費の合計につきましては、燃料費、修繕費、委託費の合計といたしまして、平成29年度は859万6,240円、平成30年度は1,119万8,328円となっております。

次に、埋設配管の管理責任の所在についてでございますが、指定管理者との基本協定書におきまして建築物や各設備に係る大規模な改修や修繕等は、組合が自己の費用と責任において実施することを規定してございます。指定管理者の業務は、さわやかプラザ軽井沢の運営管理と設備の運営管理を行うもので、埋設配管を含めました建築物や各設備につきましては組合に管理責任がございました。

次に、2点目の修繕計画はどのように進めていくのか、特に早急な対策が必要とされている修繕についてはどのように検討されたのかでございますが、早急な対策が必要とされている修繕につきましては、応急的な対応を実施しましたが、抜本的な修繕につきましてはその手法等について検討しているところでございます。また、調査結果では、おおむね良好な状態が保たれているとのことでございますので、今後は修繕費用の平準化や長寿命化の視点で中・長期的な修繕計画を立案してまいりたいと考えております。

次に、3点目の組合は指定管理者の収支計画書での赤字を受けて、さわやかプラザ軽井沢の運営についてどのような検討をしたのかでございますが、収支報告書での赤字につきましては、利用者数の見込みと実績との乖離があったことが大きな要因と考えております。なお、利用者数の増加につながる施策の検討は、指定管理者が行うものですが、収支での赤字は事業者にとっての負担となり、今後の施設運営に影響することも想定されますので、組合といたしましても積極的に協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植村 博議員） 第3問、小田川議員。

○5番（小田川敦子議員） 3点目は、意見という形で述べさせていただきます。

まず浴室天井の修繕なんですけれども、当面応急的な対応を実施しますということですが、予期せぬ大きな地震がやってくると天井が崩落する、落ちてくるということも考えられます。過去の大きな地震でもそういった場面がテレビ等で見たこともありますし、その下で人がいなくてよかったとか、

そういった安堵する気持ちもあつたりします。でも、実際にそれが起きたときに、現実、さわやかプラザの浴室内でどういうことが起きるかは全く想定ができません。ですので、応急的な対策ということですが、できるだけ迅速にきちんと処置、修繕をしていただきますよう、まず要望いたします。

次に、埋設管の漏水によりボイラーをお湯で沸かして提供することになったということでした。修繕費が大体2,000万ぐらいですので、燃料費が2カ年で約1,100万円、半分以上が燃料費で消えています。これは、大変大きな支出だと考えます。劣化状況診断業務委託の結果を受けて修繕計画を策定し、長寿命化に努めるということですが、埋設管は組合の管理責任にあるにも関わらず、施設の修繕計画には含まれていません。埋設管、今回開削したので、全体的に確認をしているかもしれませんが、やはり修繕計画にのっとった確認が必要になっていくと思います。

修繕計画には埋設管の管理が入っていませんので、それを含めて仕組み、さわやかプラザ軽井沢施設全体が運営できるための修繕計画をつくっていただきますよう要望いたします。

そして、3点目です。さわやかプラザ軽井沢の赤字に関して、組合としても積極的に協力して進めていきたいというご答弁でしたが、そのような形で新しく指定管理者となる事業者と協力し合っ、利用者もふやし、できるだけ自主財源を上げるような形での管理運営をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（植村 博議員） 答弁を求めないということなので、以上で小田川議員の質疑を終結いたします。

これより討論を行います。事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 議案第2号、平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、認定できないという立場で討論を行います。

当組合の財政運営は、予算編成の基本方針にも示されているように、歳入の8割以上が構成市の分担金と負担金によることから、徹底した歳出削減と効率的で効果的な予算編成に努めるとあり、一部事務組合のご苦勞は理解できるところです。

認定できない理由の1点目は、繰り返し述べてきたことなんですけれども、特別職人件費と議員報酬についてです。30年度も特別職人件費として29万1,600円、議員報酬として105万8,400円が支出されました。加えて一般廃棄物処理基本計画審議会委員を兼ねている議員には、さらなる報酬が支給されています。市長、市議会議員には、それぞれの市からそれぞれの職務に応じて給与と報酬が支給されています。それに加えて、さらに当組合から給与、報酬を支給する理由はありません。審議会の委員になれば、また加えて報酬が支給される二重、三重の給与、報酬の支給は到底市民の理解を得られるとは思えません。

認定できない理由の2点目は、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者制度の問題です。日本共産党は、

公の施設への指定管理者制度導入については反対です。そもそも指定管理者制度は、財界の要求を受けて官から民へのかけ声のもと、国・地方自治体の業務、施設を民間に開放して、ビジネスチャンスをつややすという戦略に基づいて導入されたものです。民間に委ねれば、サービスの向上とコスト削減が図られるを合い言葉に始まったこの制度、そもそも福祉の増進を主たる任務とする地方自治体と営利を目的とする民間企業が統一的に事業を進めることはできません。その矛盾が今、噴出してきています。

柏市でも、昨年12月の議会で、体育施設や市営住宅など指定管理者の指定の議案が提出されましたが、4議案中3件は入札が1者のみでした。競争性が働かず、指定管理料も全体として引き上げられる傾向でした。

当組合の来年度からの指定管理者の募集は既に締め切られたとのこと。何者の入札があったのか報告はありませんでしたが、導入以来、さわやかプラザ軽井沢の応募はずうっと1者のみです。当組合は、平成20年度2月指定管理者が撤退するという事件が起こっています。公の施設を民間に委ねるということは、そういうリスクも伴うということです。今回の決算でさわやかプラザ軽井沢の収支報告書では1,173万8,132円の赤字です。これをどう捉えるのか、今、改めて指定管理者制度そのものを考え直していくべきときではないでしょうか。

以上の理由から、議案2号は認定できません。以上です。

○議長（植村 博議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（植村 博議員） 賛成多数でございました。

よって、議案第2号 平成30年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（植村 博議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会8月定例会を閉会いたします。

午後 4時28分 閉 会